

居宅介護支援のための契約内容と サービスのご案内 (重要事項説明書)

八女市指定 第 4078600022 号

居宅介護支援事業所

星野居宅介護計画センター星寿園

福岡県八女市星野村 2400 番地 1

居宅介護支援のための契約内容

介護及び支援を受けられる方（ご利用者といいます）と
居宅介護支援事業所（事業者といいます）は、

【1】から【13】のとおり居宅介護支援について契約しま
す。

＜居宅介護支援の意味＞

【1】居宅介護支援とは、次のことをいいます。

- (1) ご利用者のご要望や心身の状況に応じて居宅サー
ビス計画を作成します。
- (2) 居宅サービス計画にもとづいて、適切な居宅介護
サービスなどを利用できるよう、居宅介護サービ
ス事業者との連絡や調整を行います。
- (3) 必要に応じて介護保険施設への紹介を行います。

サービス内容のご案内(重要事項説明)

事業者について

法人名	社会福祉法人 星野村福祉会
法人所在地	福岡県八女市星野村 2400 番地 1
電話番号	0943-52-2235
代表者氏名	理事長 山口 弦二朗
指定年月日	平成 12 年 2 月 1 日

事業の概要

事業の種類	居宅介護支援事業
事業所の名称	星野居宅介護計画センター星寿園
事業所の所在地	福岡県八女市星野村 2400 番地 1
電話番号	0943-52-2235
管理者	小川 洋

事業の実施地域及び営業時間

① 通常の事業の実施地域

八女市の区域内

② 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～金曜日

営業時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※但し、上記以外の時間帯や介護支援専門員が公休等で不在の場合、特別養護老人ホーム星寿園にて対応します。

(電話 0943-52-2235)

職員の体制

介護支援専門員 常勤 小川 洋

＜居宅介護支援の目的＞

【2】事業者は、ご利用者ができる限り居宅で自立した日常生活をおくことができるよう、居宅介護支援を行います。

＜居宅介護支援の基本方針＞

【3】事業者は、次のように居宅支援を行います。

(1) ご利用者の意思と人格を尊重し、常にご利用者の立場に立って居宅介護支援を行います。

(2) ご利用者の心身の状態や生活環境に応じた、適切なサービス提供が行えることを目指します。

(3) ご利用者が、適切なサービスを選択できるよう、サービスについての情報を提供したり、わかりやすく説明いたします。

(4) 特定のサービスや事業者にかたよらないように公正な居宅介護支援を行います。

(5) 市町村や主治医、介護サービス事業者との協力、連携につとめます。

＜介護保険の流れと居宅介護支援＞

要支援・要介護認定の申請

被保険者証の交付



認定結果の通知



- ・居宅サービス計画作成の依頼
- ・契約内容の説明／同意
- ・居宅サービス計画作成依頼届出書提出
- ・居宅サービス計画作成
- ・サービス担当者会議



各サービス提供事業者からの
サービス提供／利用

※ 居宅介護支援とは

- ・介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
- ・居宅サービス計画の実施状況やご利用者の状況変化の確認と評価
- ・居宅サービス計画の変更や、関係機関との連絡調整
- ・サービス利用に関する情報提供や紹介など

<介護支援専門員>

【4】事業者は、介護支援専門員の資格を持つ職員に
居宅介護支援を行わせます。

<居宅介護支援の進め方>

【5】事業者は、右の居宅介護支援の進め方のとおり、
居宅介護支援を行います。

<居宅サービス計画の変更>

【6】ご利用者は、いつでも居宅サービス計画の変更を
事業者に求めることができます。

ケアマネジャー
<担当の介護支援専門員>

氏名 小川 洋
資格 介護支援専門員

<居宅介護支援の進め方>

- ① 介護支援専門員がご利用者のご自宅を訪問します。
ご利用者とご家族の要望の確認
ご利用者の心身の状態や生活環境等の確認
- ② 介護支援専門員が、居宅サービス計画を作成します。
- ③ 介護支援専門員が居宅サービス計画案をご利用者とご家族に提示し、同意をいただきます。
- ④ 介護支援専門員が、ご利用者、ご家族、居宅介護サービス事業所担当者との会議を開催し、サービスの調整を行います。
- ⑤ 介護支援専門員が、サービスの実施状況やご利用者の課題を確認し、必要に応じて居宅サービス計画の変更や、居宅介護サービス事業所などとの連絡調整を行います。
- ⑥ 要支援・要介護認定更新及び区分変更申請への協力
特に必要と認められる場合、申請の代行をします。
- ⑦ 居宅サービス計画の作成にあたってご利用者から介護専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者の説明を求めるこことや、居宅サービス原案に位置つけた指定居宅サービス事業所の選定理由の説明を求めることができます。

<利用料>

【7】居宅介護支援については、介護保険でまかなわれるため、ご利用者は事業者に利用料を支払う必要はありません。

ただし、ご利用者の保険料未払いなどによって、保険がきかない場合、ご利用者は、事業者に利用料を支払います。

<利用料>

- 居宅介護支援費（特別地域加算 15%分含む）

要介護 1, 2	12,490 円
要介護 3, 4, 5	16,230 円

(加算)

初回加算	3,000 円
入院時情報連携加算（I）	2,500 円
入院時情報連携加算（II）	2,000 円
退院・退所加算（I）イ	4,500 円
退院・退所加算（I）ロ	6,500 円
通院時情報連携加算	500 円

- 交通費

通常の実施地域（八女市の区域内）の方は、交通費のご負担はありません。
それ以外の地域の方の場合は、お伺いするのに必要な交通費の実費をいただきます。
(通常の事業の実施地域を超える地点から、片道 1kmあたり 40 円)

＜契約の期間＞

【8】この契約の期間は、要介護認定の有効期間の最期の日までとします。

ただし、ご利用者から、契約をやめる旨の申し出がない場合は、次の有効期間までこの契約は自動的に更新されるものとします。

＜解約＞

【9】ご利用者は、いつでもこの契約を解約することができます。

ただし、解約により事業者に生じた不測の損害は賠償しなければなりません。

事業者は、特段の理由がないかぎり、この契約を解約することができません。

＜守秘義務＞

【10】事業者は、契約中およびこの契約が終わった後も、ご利用者とその家族の秘密を守ります。

<損害賠償>

【11】事業者はその過失によってご利用者に損害を与えたときは、ご利用者に対してその損害を賠償します。

<事故発生時の対応>

ご利用者を訪問中に、ご利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及びご家族に連絡する等の措置を講じます。

<次のような場合はご連絡下さい>

1. 介護保険証などの記載内容に変更のあった場合
2. 居宅サービス計画の変更を希望する場合
3. 病状などの変化のため、入院（入所）となった場合
4. 連絡先の住所、電話番号等に変更が生じた場合

<記録>

【12】事業者は、ご利用者のために、ご利用者の居宅介護支援の記録を整え、この契約終了後も、5年間は記録を保管します。

また、事業者は、ご利用者の求めがあった場合、その記録を事業所内でお見せいたします。

<法令の遵守>

【13】以上の他、事業者は、介護保険および関連の法規を守り、居宅介護支援を行います。

個人情報の取り扱いについて

当居宅介護支援事業所は、ご利用者及びご家族の個人情報を適切に取り扱うことは、介護サービスに携わるものの大なる責務と考えます。

当事業者（当事業所）が保有するご利用者及びご家族の個人情報に関し、適正かつ適切な取り扱いに努めます。

1. 個人情報の適切な取得、管理、利用（第三者提供含む）

個人及び家族の情報を取得する際には、利用目的を説明し文書にて通知いたします。その範囲内で公正かつ適切な方法で取得・利用いたします。

個人情報の取得・利用・第三者提供にあたり、ご本人の同意をいただきます。

当事業者が連携をする際には、個人情報保護法と厚生労働省ガイドラインを遵守する事業者を選定し、連携先に対しても相応の対応を行なうように努めます。

2. 個人情報の安全性確保の措置

個人情報の取り扱いを職員等に周知するために、個人情報取り扱いに関する規定類を整備し、必要な研修を行ないます。

個人情報の不適切な閲覧、漏えい、紛失、改ざん、破壊等の予防及び安全のため、当事業者において規定類を整備し、安全策に努めます。

3. 個人情報の開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等への対応

当事業者は、ご利用者及びご家族の個人情報について、開示・訂正・更新・利用停止・削除、第三者提供の停止等の申し出がある場合には、速やかに対応します。

4. 相談及び苦情への対応

当事業者は、個人情報の取り扱いに関する相談及び苦情に対し、個人情報相談窓口にて適切かつ迅速な対応に努めます。

なお、この個人情報に関する方針は、書面にて提示いたします。

平成21年6月1日
星野居宅介護計画センター星寿園

個人情報の利用目的

当居宅介護支援事業所では、個人情報保護法及び厚生労働省の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、ご利用者の権利と尊厳を守り、安全管理に配慮する「個人情報に関する基本方針」に基づき、ここに個人情報の「利用目的」を表示します。

ご利用者への介護保険サービスの提供につき以下の目的で利用します。

☆ 当事業所内部で利用する際の目的には次のものがあります。

1. ご利用者に提供する介護保険サービスのうち次のもの
 - ・居宅サービス計画ならびに介護サービス計画の作成業務
 - ・会計、経理業務
 - ・介護事故、緊急時等の専門機関等への報告
 - ・ご利用者への介護・医療サービスの向上に関する業務
2. 介護保険に関わる事務全般に関わること
3. 介護保険サービスの利用にかかる管理運営業務のうち次のもの
 - ・利用等に関わる管理業務
 - ・ご利用者の診療等に際し、外部の医師の意見、助言を求める場合
 - ・ご家族への心身の状況説明

☆ 他の介護事業者等への情報提供で利用する際の目的には次のものがあります。

1. 当事業者がご利用者に提供する介護保険サービスのうち次のもの
 - ・ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や医療機関等の連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・ご利用者の病状の急変や治療等に際し、医療機関への連絡・情報提供
 - ・ご家族等への心身の状況の説明
 - ・虐待等、生命・財産の侵害防止にかかる情報提供
 - ・介護認定審査会、地域包括支援センターへの情報提供
2. 介護保険事務で利用する際の次のもの
 - ・介護保険事務の委託（一部委託含む）
 - ・国民健康保険団体連合会へのレセプトの提出
 - ・国民健康保険団体連合会または保険者からの照会への回答

3. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または届出等で利用する場合
上記以外に以下の目的で利用します。

- ・介護サービスや業務の維持・改善・向上のための基礎資料
- ・当事業者において行なわれる学生・ボランティア等の学習への協力
- ・外部監査機関、評価機関等への情報提供

なお、あらかじめご利用者本人の同意なしに、利用目的の必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは致しません。また、外部への症例報告等に利用する場合は個人が特定されないような匿名化を図るとともに、必要に応じて事前に説明を行います。

平成21年6月1日
星野居宅介護計画センター星寿園

虐待の予防

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定します。
虐待防止に関する責任者：管理者 小川 洋
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 従業員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。
- (4) サービス提供中に、当該事業所の従業者又は擁護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

身体拘束に関する事項

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

非常災害等対策

事業所は、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から火災・風水害・地震等の自然災害並びに感染症に対処するため、事業継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練を定期的に行います。

サービス利用にあたっての禁止事項

ご利用者、ご家族、関係者等において、次に掲げるいずれかの事由が発生した場合は、やむを得ずサービスを終了する場合があります。

- (1) 従業員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスマント、セクシャルハラスマントなどの行為。
- (3) サービス利用中に従業員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

令和 6 年 4 月 1 日

星野居宅介護計画センター星寿園

私は、契約内容及びサービスの説明（重要事項説明書）に基づき、
居宅介護支援に関する重要事項の説明を受け、同意しましたので、
星野居宅介護計画センター星寿園との契約を行います。

令和　　年　　月　　日

事業者　　社会福祉法人 星野村福祉会

理 事 長　　山口 弦二朗　　印

ご利用者住所 八女市

ご利用者氏名　　印

ご家族（代理人）氏名　　印

サービス担当者会議等において、個人情報を使用すること
について同意します。

ご利用者氏名　　印

ご家族（代理人）氏名　　印

＜相談・苦情の窓口＞

サービスについてのご相談や、ご不満、ご意見などのある場合は、担当の介護支援専門員または、下記までご連絡下さい。

1. 星野居宅介護計画センター星寿園

TEL 0943-52-2235
担当者 管理者および介護支援専門員 小川 洋
受付時間 月曜日～日曜日
午前8時30分～午後5時30分
※介護支援専門員が公休等で不在の場合は
特別養護老人ホーム星寿園で対応します。

2. 八女市役所 健康福祉部介護長寿課

TEL 0943-23-2545

3. 八女市役所星野支所 市民生活福祉係

TEL 0943-52-3113

4. 東部地域包括支援センター（八女市役所黒木支所内）

TEL 0943-42-1119

5. 八女地域包括支援センター

TEL 0943-23-1203

6. 福岡県国民健康保険団体連合会

TEL 092-642-7859